

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	電子申告受付関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、電子申告受付関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

電子申告受付関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取り扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

愛西市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	電子申告受付関係事務
②事務の概要	<p>・エルタックスとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム(審査システム、国税連携システム)である。</p> <p>・審査システム：地方税の申告、申請、納税など(以下「申告等」という。)の手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同でシステムを運営することにより、電子的な一つの窓口からそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになったものである。</p> <p>また、年金特別徴収におけるデータの受け渡し、特別徴収税額通知データの送付も同システムで行っている。</p> <p>・国税連携システム：国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、国税庁から所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領している。</p> <p>・エルタックスは、地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、次の事務に利用する。</p> <p>(1)給与支払者からの給与支払報告書、公的年金支払者からの公的年金等支払報告書等の電子的提出方法による受取</p> <p>(2)法人市民税の確定・予定・中間・修正等申告及び法人設立・設置届出等の電子的提出方法による受取</p> <p>(3)納税者より提出される償却資産申告書の電子的提出方法による受取</p> <p>(4)年金特別徴収における年金保険者(日本年金機構等)との情報の受け渡し</p> <p>(5)給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送付する</p> <p>(6)所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)の受取</p>
③システムの名称	エルタックス

2. 特定個人情報ファイル名

市県民税システム情報ファイル・収納消込システム情報ファイル・滞納管理システム情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表24の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

①部署	総務部 税務課
②所属長の役職名	税務課長

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稻葉町米野308番地 0567-55-7120
-----	---------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	総務部 税務課 愛知県愛西市稻葉町米野308番地 0567-55-7123
-----	---------------------------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月14日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報に関する記載のある文書や記録媒体については、施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないように管理している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人で確認するなどの措置を講じている。

9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	毎年、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、リモートラーニングによる情報セキュリティ研修を実施している。受講状況を確認し、未受講者に対してはリマインド通知を送付するなど、すべての職員が受講するための措置を講じている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	時点修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 大鹿 修	税務課長 水野 靖洋	事後	異動のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日時点	平成28年8月31日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日時点	平成30年5月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	0567-26-8111	0567-55-7120	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	0567-26-8111	0567-55-7123	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月16日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日時点	令和2年1月24日時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日時点	令和3年7月1日時点	事後	時点修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日時点	令和5年9月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年9月11日時点	令和7年3月14日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・番号法第9条第1項 別表24の項	事後	番号法の改正に伴う修正